



医 第 640-2号

平成25年7月26日

さいたま市地域医療課長 }  
川越市保健所長 } 様

埼玉県保健医療部医療整備課長

(公印省略)

利根川水系の取水制限の実施と節水のお願について (依頼)

標記について、平成25年7月23日付け土水政第325-1号により埼玉県渇水対策本部長から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、別紙(参考文例)を参考に管内の医療機関に周知して下さるようお願いいたします。

なお、社団法人埼玉県医師会会長に対して会員への周知を別途依頼したことを申し添えます。

担当 医務担当 佐野

電話 048-830-3539

FAX 048-830-4802

mail [a3530-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3530-03@pref.saitama.lg.jp)





土水政第325-1号  
平成25年7月23日

本庁各課（所・室）長  
各地域機関の長  
教育局各課（所）長  
各教育機関の長  
企業局各課長  
企業局各地域機関の長  
病院局各課長  
病院局各地域機関の長  
下水道局下水道管理課長  
下水道局各地域機関の長  
議会事務局各課（室）長  
監査事務局各課長  
人事委員会事務局各課長  
労働委員会事務局審査調整課長  
収用委員会事務局長

様

埼玉県渇水対策本部長  
埼玉県副知事 塩川 修

#### 利根川水系の取水制限の実施と節水のお願いについて（依頼）

本県の主要な水源地域であります利根川上流域においては、5月以降、降水量が極端に少ない状態が続いており、この影響で利根川上流8ダムの貯水量が減少しております。

このため、7月24日（水）午前9時から利根川水系の取水を10パーセント削減する事態（取水制限）となりました。

本県では、既に、荒川水系の合角ダムの貯水量が回復しないため、5月10日に埼玉県渇水対策本部を開設しています。

合角ダムからの取水については、5月11日から取水制限を実施し、平成25年5月17日付け土水政第152-1号「渇水に伴う取水制限の実施と節水のお願いについて（依頼）」で貴職に節水を依頼いたしました。

また、利根川水系についても、平成25年6月18日付け土水政第240-1号「利根川上流8ダムの貯水量の減少に伴う節水のお願いについて（依頼）」で既に貴職に節水の依頼をしているところですが、今回、利根川水系の取水制限が実施されましたことに伴い、改めまして節水活動についての周知徹底を依頼するものです。

つきましては、職員への節水の周知及び貴所管の関係団体等への節水を呼びかけてくださいますようお願いいたします。



なお、節水に関して何らかの具体的対策を実施した場合には、別添様式により報告してください。

担 当：土地水政策課 水源地域対策担当  
金子、岡野

電 話：048-830-2189

FAX：048-830-4725

E-mail：[a2180-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2180-02@pref.saitama.lg.jp)